

**4月1日から
ふれあいセンターの休館日が変わります**

4月1日から、ふれあいセンターの休館日が、毎週月曜日に変わります。

ただし、月曜日が休日の場合は、その翌日が休館日となります。

問い合わせ ふれあいセンター ☎0187(86)7899

**4月1日から
スポーツ振興バスの使用申請窓口が変わります**

4月1日から、スポーツ振興バスの使用申請窓口が変わります。

利用条件等に変更はありませんが、ご利用の際にはご注意ください。

▼4月1日からのバス使用申請窓口
総務課総務班(役場1階) ☎0187(84)1111

**下水道等への接続工事に
補助する制度が始まります**

秋田県住宅リフォーム緊急支援事業(住宅の増改築・リフォーム工事に対して工事費の10%、最大20万円補助する制度)が始まります。この事業では、下水道に接続する以下の工事が対象となります。

- 下水道、農業集落排水への接続工事
- 風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事

詳細については、県ホームページ「美の国あきたネット」または、仙北地域振興局建築課へお問い合わせください。

問い合わせ 仙北地域振興局建設部
建築課 ☎0187(63)3113

**水洗便所改造資金融資あっせん事業を
活用してください**

秋田県住宅リフォーム緊急支援事業と合わせ、町の水洗便所改造資金融資あっせん事業を活用してください。これは下水道、農業集落排水に接続するための工事資金で以下の要件に該当する方が対象となります。

- 下水道、農業集落排水処理区域内の住宅所有者で水洗便所に改造する方
 - 税金等(町に納める各種料金等含む)の滞納のない方
- 詳細については、町ホームページまたは、建設課上下水道班へお問い合わせください。

問い合わせ 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

美郷町総合型スポーツクラブ会員募集!

このスポーツクラブは、『いつでも』『やってみたいスポーツ』を『楽しみながら』参加するだけでなく、参加する皆さんで創っていくクラブです。3月2日から始動した新しいクラブでは、現在100人を超える会員の皆さんが元気に活動しています。

会員でなくてもスポーツ教室には参加できますので、健康づくり・仲間づくりのためにもまずは参加してみませんか。

スポーツ教室の日程は、毎月の広報お知らせ版にも掲載しています。

○クラブの活動に協賛くださる
お店・企業・団体等を募集しています

協賛していただいた場合、会員に配布する広報紙や教室の会場にお名前を掲示させていただきます。ご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

協賛金等について、詳しくは事務局までお問い合わせください。

【スポーツクラブの活動内容】

- ①ストレッチやエアロビクス、ニュースポーツなどのスポーツ教室
- ②会員同士の交流イベント(ウォーキング等)

【会員特典】

- ①各スポーツ教室(有料)に会員価格で参加できます。
 - ②クラブ主催の行事・イベント等に優先的に参加できます。
- 年会費 ●個人会員2,000円
家族会員5,000円(1世帯につき)



問い合わせ 美郷町総合型スポーツクラブ事務局
(社会教育課 スポーツ振興班) ☎0187(84)4916

**5月より
一斉家屋確認調査を行います**

固定資産税の適正な課税を確保するため、町内の全ての家屋(住宅、店舗、車庫、物置、作業小屋等)について、一斉に確認調査を行います。

調査期間中は、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

調査期間 ●5月上旬～8月下旬

調査員 ●調査員は2人1組で調査を行います。調査員は身分証を携帯し、腕章、名札を着用しています。

調査方法 ●図面等による外観調査(家屋の中には入りません)

- ・調査員が、家屋課税台帳に記載されている家屋と現況が一致しているか現地調査を行い、確認します。
- ・外観(外周)調査を行いますので、敷地内に立ち入らせていただく場合があります。
- ・家屋の所有者が、ご不在の場合も確認させていただきますので、ご理解をお願いします。
- ・所有者の確認等のため、お尋ねする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ・現況との不一致等により更に詳しい調査が必要な時は、ご連絡のうえ、税務課職員がお伺いする場合があります。

お願い ●家屋の取り壊し、新增築した場合は税務課までご連絡ください。(確認申請を提出している家屋については連絡不要です)



問い合わせ 税務課 課税班 ☎0187(84)4902

介護用品を給付します

在宅介護者の負担軽減のため、介護用品給付事業を実施します。

介護用品の給付を希望される方は、次のとおり申請してください。

内容 ●紙おむつ・尿取りパット
対象者 ●次の①か②に該当する方を介護している方(一人暮らしの場合は本人)

①介護保険の要介護認定で、要介護4または5と認定された方

②特別障害者手当または障害児福祉手当受給者

必要な物 ●介護保険被保険者証または障害者手帳の写し、印鑑

給付時期 ●4月、6月、8月、10月、12月、2月

申請問合せ 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907
みさと福祉センター(旧千畑福祉センター)
☎0187(85)2294

**除雪や家の周りの手入れなど
日常生活を支援します**

高齢者の在宅生活を支援するため、軽度生活援助事業を実施します。

ご利用を希望される方は、次のとおり申請してください。

内容 ●玄関前の除雪、家の周りの手入れなど
対象者 ●65歳以上の方のみの世帯で、軽度な日常生活上の援助を必要とする方
ただし、町民税非課税世帯に限ります。

利用料金 ●シルバー人材センターの単価の1割の金額(例)除雪1時間1,000円
→1割負担なので利用料は100円

必要な物 ●印鑑

申請問合せ 福祉保健課 地域包括支援班
☎0187(84)4907
美郷町シルバー人材センター(役場旧六郷庁舎内)
☎0187(84)0307